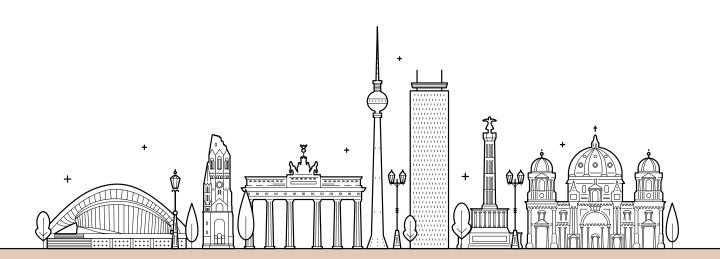
Works Report



ドイツのフリーランス



CONTENTS

目次

欧米主要国のフリーランス調査

ドイツのフリーランス

- **02** CHAPTER 1 「フリーランサー」の定義とフリーランサーの種類
- **10** CHAPTER 2

 法制度 (医療保険、年金、労災保険など、フリーランサーを対象とする社会保障制度含む)
- **14** CHAPTER 3 市場統計とフリーランサーの人数に関する統計
- **20** CHAPTER 4 協会、サービス (フリーランスの仕事をサポートする仲介事業者などのウェブサイト)
- **24** CHAPTER 5 フリーランサー利用企業の成功事例
- **26** CHAPTER 6 フリーランスに関する報告書や研究、文献、研究者、書籍、出版物
- **28** CHAPTER 7 トレンド
- **30** CHAPTER 8 フリーランスに関連した新型コロナ対策の概要

CHAPTER

「フリーランサー」の定義と フリーランサーの種類

定義

「フリーランサー」とは通常、特定の雇用主のみと契約するのではなく、複数の組織のために自営で働く人を指す。 しかし、実際には、多くの国々において、「フリーランサー」と呼称される職業的地位はない¹。代わりに、複雑な労働法や税法を反映し、労働者は様々な種類の自営業として登録する。

ドイツでは、フリーランサーは「Freie Mitarbeiter」と呼称される。Freie Mitarbeiter は自営業(Selbst-ständigkeit)の一部である。ドイツ法(the German law)では自営業者を明確に定義していない。代わりに、民法典(Bürgerliches Gesetzbuch:BGB)の 611a 条に雇用関係に関する記載がある。自営業者は、労働者は「雇用」の定義から外れている。民法典では雇用関係を下記のように定義している。「雇用契約は被用者に対して他者からの指揮命令に従い、人的に従属する他者のために業務を遂行することを義務付ける。指揮命令を出す権利には、業務の内容、遂行、時間、場所が関連する場合がある。基本的に自身の活動を計画したり、労働時間を定める自由がない者は指揮命令に拘束される。人的従属度は個々の活動の性質に応じて決定する。雇用契約が存在するか否かを決定するには、あらゆる状況を総合的に検討しなければならない。実際の関係性が雇用契約を示しているのであれば、契約上の名称には意味がない」。この定義が示すように、仕事の提供者(work provider)への人的従属度は、契約に実際に記されている内容にかかわらず、雇用関係が存在するか否かの決定においてカギとなる 2 。

種類

ドイツには 2 つの形態 3 の自営業がある。Freie Mitarbeiter、すなわち、フリーランサーは、各自の状況に応じて、いずれかとして登録する可能性がある。重要なポイントは、Freie Mitarbeiter は自営業者だが、自営業者は必ずしもフリーランサーではないという点である。図表 1 はドイツの自営業の形態について示したものである。

ドイツでは、自営する者は自身の状況に応じて、「自由業(Freiberufler)」または「商売人(Gewerbetreibender)」の2つのカテゴリーのうちの1つに分類される 4 。このほか、労働者と自営業者の間の「労働者類似の個人 (Arbeitnehmerähnliche Personen)」のカテゴリーがある。 Arbeitnehmerähnliche Personen の対象となるか 否かは、当該者が何をするか(自由業か否か)よりも、どのように働くか(顧客が1社で、この顧客に収入の大半を依存している)に左右される。

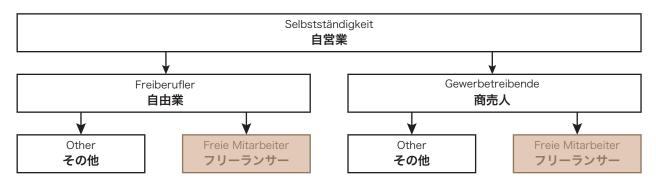
¹ EU 法には「フリーランサー」の公式な定義はない。最も近いカテゴリーは「農業従事者や自由業 (liberal professions) を含む、国内法に記される条件の下、自身のために有給の活動を遂行するすべての個人」と定義される自営業者である。"Equal treatment of self-employed workers (until 2012)" から引用。
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/GA/LSU/?uri=CELEX:31986L0613

² Civil Code – BGB(Bürgerliches Gesetzbuch), § 611a on employment contracts https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/__611a.html Haufe.de, Freie Mitarbeiter / Sozialversicherung (Freelancers / social security)
https://www.haufe.de/personal/haufe-personal-office-platin/freie-mitarbeiter-sozialversicherung idesk PI42323 HI726888.html

³ 自営業者と被用者の間のような、経済的に依存した自営業者という中間的なカテゴリーもある。ドイツでは、Arbeitnehmerähnliche Personen として知られる。 本レポートで別記する。

 $^{4 \}qquad \textbf{Make it in Germany, Self-employed or free lance } \\ \textbf{https://www.make-it-in-germany.com/en/jobs/setting-up-a-business/types/self-employed-free lance/likes/self-employed-free lan$

図表 1 ドイツの自営業の形態



出所: JRN 5 経済的に依存した自営業者(労働者類似の個人) Arbeitnehmerähnliche Personen はこの図には含まれない。

◆ Freiberufler (自由業)

Freiberufler は自営業を営み、法律で「自由業」と定義される活動、または、「同様の職業(Similar professions)」または「職業的」活動("occupational" activity)に従事する。パートナーシャフト法(Partnersc haftsgesellschaftsgesetz:PartGG)の 1 条中の Freiberufler の定義は下記のとおりである。「Freiberufler は専門的なサービスや質の高い商品を提供し、個人の責任を負い、職業的に自律している。彼らは自身の特定の専門資格または創造的才能によってこれを行う能力を身に付ける」 6 。

Freiberufler とみなされる職業は所得税法(Einkommensteuergesetz : EStG) 18 条やパートナーシャフト法 1 条に記載されている。これらの職種はさらに 3 つのカテゴリーに分類される 7 。

■ 目録職業(Catalogue professions)

目録職業は下記の4つのサブカテゴリーに分類される特定の職業を指す。

- ・**医療専門職:**医師、歯科医師、獣医師、非医療施術者(non-medical practitioners)、理学療法士、助産師、マッサージ療法士、有資格の心理学者
- ・法律、税、ビジネスアドバイザリー専門職:弁護士、弁理士、公証人、監査人、税務コンサルタント、税務エー

https://www.service-bw.de/de_DE/web/guest/lebenslage/-/lebenslage/Freiberufliche+Taetigkeitsgruppen-5000501-lebenslage-0

Institut für Freie Berufe Nürnberg (IFB), Freier Beruf oder Gewerbe? (Institute for liberal professions Nürnberg (IFB), Liberal profession or tradesperson?), February 2017, p.3

 $http://www.ifb.uni-erlangen.de/fileadmin/ifb/doc/publikationen/gruendungsinfos/01_Freier_Beruf_o._Gewerbe_02_2017.pdf$

Institut für Freie Berufe Nürnberg (IFB), Bericht zur Lage der Freien Berufe in Bayern 2015 (Institute for Liberal Professions Nürnberg (IFB), Report on the state of liberal professions in Bayaria 2015), 2016, pp.9-11

 $http://ifb.uni-erlangen.de/wp-content/uploads/Bericht_Lage-FB-Bayern-2015_04-07-2016-_Endversion_lang.pdf$

Institut für Freie Berufe Nürnberg (IFB), Freier Beruf Oder Gewerbe? (Institute for Liberal Professions Nürnberg (IFB), Liberal profession or tradesperson?), 2017, p.4 http://www.ifb-hessen.de/fileadmin/ifb/doc/publikationen/gruendungsinfos/01_freierberuf.pdf

⁵ ドイツ政府が運営する「Make it in Germany」ポータルでは、Freiberufler もまた厳密にいえば自営業であるが、「Gewerbetreibender」を英語で「Self-employed (自営業者)」と訳している。また、同ポータルでは、すべての Freiberufler が厳密にいえばフリーランサーであるとは限らないが、「Freiberufler」を「Freelancers (フリーランサー)」と訳している。独立して業務を行う Freiberufler の事務弁護士がフリーランサーではなく、自営業者とみなされるだろう。

⁶ Bundesministeriums für Wirtschaft und Klimaschutz (kurz BMWi,Federal Ministry for Economic Affairs and Energy), Freie Berufe (Liberal professions) https://www.existenzgruender.de/DE/Gruendung-vorbereiten/Gruendungswissen/Freie-Berufe/inhalt.html

⁷ Income Tax Act – EStG (Einkommensteuergesetz), § 18 on liberal professions https://www.gesetze-im-internet.de/estg/_18.html Partnership Act – PartGG (Partnerschaftsgesellschaftsgesetz), § 1 on liberal professions https://www.gesetze-im-internet.de/partgg/_1.html Baden-Württemberg, Freiberufliche Tätigkeitsgruppen (Federal State of Baden-Württemberg, Categories of liberal activities)

ジェント、コンサルティングエコノミスト、ビジネスエコノミスト、公認会計士

- ・**科学・技術専門職:**測量技師、エンジニア、化学者、建築士、パイロット、フルタイムの査定人(full-time assessors)
- ・文化的職業:ジャーナリスト、報道写真家、通訳者、翻訳者、科学者、芸術家、作家、教師、教育者

■(目録職業に指定されていない) 同様の職業

自由業は必ずしも上記の目録職業に含まれているものだけではない。目録職業に指定されていない同様の職業は、同等のトレーニングや養成訓練を受けている、または同等の職業活動であれば、自由業とみなされる可能性がある。バーデン=ヴュルテンベルク州は、同様の職業の要求は高く⁸、通常、その活動が同様の職業とみなされるか否かの決定はケースバイケースであると指摘している。このカテゴリーは、明確に言及せずに、その他の活動や新たに発展した活動を自由業とみなしている。

【「職業的」職業("Occupational" professions)

このカテゴリーは、同様の職業とみなされない可能性のある、基本的に新しく、新たに出現した職業を対象とする。 下記の職業は場合に応じて、このカテゴリーに含まれる。

- 科学的活動
- 芸術的活動
- ・執筆活動
- 教授活動
- ・プレスクール教師・教育者活動

前述の3つのカテゴリーから分かるように、活動が「自由業」とみなされるか否かは必ずしも明白ではなく、当該活動が法律に明記されていない可能性さえある。関連分野の大学の学位または相当の資格を保持していることは自由業の中心的側面のようである。

Freiberufler は営業税を支払う必要がないため、ドイツの会計法上では Gewerbetreibende よりも Freiberufler とみなされる方が望ましい。また、Freiberufler は複式簿記をつける必要もない。、Freiberufler または Gewerbetreibende としての分類は当該労働者が拠点とする地域の税務署 (Finanzamt) の決定による 9 。

海外からの有資格の専門職者を対象とした政府のポータル「Make it in Germany」では、Freiberufler の実情に関する詳細についてはバーデン=ヴュルテンベルク州のウェブサイトを参照することを勧めている。バーデン=ヴュルテンベルク州のガイドラインはドイツ全土に適用することができる。

https://www.service-bw.de/de_DE/web/guest/lebenslage/-/lebenslage/Freiberufler-5001440-lebenslage-0

◆ Gewerbetreibende (商売人)

Gewerbetreibende は自営業を営むが、自由業とみなされない(また、農業や林業に関連しない)活動を行う。 この形態の自営業は所得税法 15条で以下のように説明されている。「利益を得る目的で行い、それ自体が一般的 な経済活動への参加であることを示し、当該活動が農業や林業あるいは自由業またはその他の独立した業務として

⁸ Baden-Württemberg, Freiberufliche Tätigkeitsgruppen (Federal State of Baden-Württemberg, Categories of liberal activities)
https://www.service-bw.de/de DE/web/guest/lebenslage/-/lebenslage/Freiberufliche+Taetigkeitsgruppen-5000501-lebenslage-0

⁹ Federal Ministry for Economic Affairs and Energy (BMWi), Types of new business https://www.existenzgruender.de/EN/Die-ersten-Schritte/Gruendungsarten/inhalt.html

行われず、企業であり、自律し持続可能な活動」。Freiberufler について所得税法(Einkommenssteuergesetz:EStG)で説明される自由業の詳細なリストに反して、Gewerbetreibende の活動の公式なリストはない ¹⁰。

通常、自営業者の活動に含まれる産業は、工業生産、工芸(芸術活動を除く)、調理、ホテル、エージェンシー、 デジタル製品販売、配管工事・家庭清掃・修理などのサービスである。トリール商工会議所(Trier Chamber of Commerce and Industry)は Gewerbetreibende の活動として、下記を含む例示をしている ¹¹。

- ・薬剤師
- 会計士アシスタント
- ・デザイナー (「芸術的活動」を含まず)
- ・探偵
- ・輸出コンサルタント
- ・映画プロデューサー (アーティストを除く)
- ・ジム経営者
- ・写真家(アーティスト、フォトレポーターを除く)
- ・写真モデル
- ・ツアーガイド
- ・キロポディスト(足療法士。美容目的のケアに限る)
- ・グラフィックアーティスト
- ・販売員
- ・リクルーター
- ・PR コンサルタント (アーティストを除く)
- 結婚紹介所
- ・美容院
- ・出版社、イベント主催者など、著作権所有者
- ・市場知識または商業・技能経験に基づく専門家。トリール商工会議所によれば、Freiberuflerの専門家は大学で教えられた規律を持って働き、困難な課題に対する客観的な見方を提供する

実際には、可能性のある活動のリストは実に多岐にわたっている。その他の事例は、下記参照 12。

- ・花屋の開業
- ・eBay で中古品の販売
- ・製品の製造
- ・大学の学位不要のコンサルティングサービスの提供
- ・アーティストのエージェンシーなど、ブローカーまたはエージェントとして働く

Freiberufler とは異なり、Gewerbetreibende は会社として市や地域の貿易事務所(trade office)に登記し、商

¹⁰ Income Tax Act - EStG (Einkommensteuergesetz), § 15 on Gewerbetreibende https://www.gesetze-im-internet.de/estg/15.html

¹¹ IHK Trier (Trier Chamber of Commerce), Gewerbe und freiberufliche Tätigkeit (Trade and liberal activity), 2016, p.4 https://www.ihk-trier/lntegrale?MODULE=Frontend.Media&ACTION=ViewMediaObject&Media.PK=16470&Media.Object.ObjectType=full

¹² Billomat, "Wer ist Freiberufler – wer Gewerbetreibender? (Who is a liberal professional – who is a tradesperson?)" ,1 April 2020 https://www.billomat.com/magazin/wer-ist-freiberufler-wer-gewerbetreibender/

工会議所または熟練職人会議所(the Chamber of Skilled Crafts)の会員になる必要がある ¹³。

図表2は Freiberufler と Gewerbetreibende の基本的な相違点をまとめたものである ¹⁴。

図表 2 Freiberufler (自由業) と Gewerbetreibende (商売人) の概要

	Freiberufler(自由業)の活動	Gewerbetreibende(商売人)の活動
特性	・活動が自由業の目録に掲載されている、または、同様の職業または「職業的」職業活動とみなされる ・専門的、高品質、自律したサービスを提供する ・Freiberufler としての立場は地域の税務署が決定する	 Freiberufler の活動ではない 自営業として業務を行う。すなわち、常用雇用の関係ではない 農業と林業を除く Gewerbetreibende としての立場は地域の税務署により決定される
義務	・営業税 (tradetax) の適用外・複式簿記の必要なし・医療保険への加入義務あり・規定された自由業向け年金保険への加入義務あり	・商工会議所または熟練職人会議所への加入義務あり ・ドイツで会社の登記をする義務あり ・複式簿記の作成義務あり ・医療保険への加入義務あり ・一部の職業は年金保険への加入義務あり

◆ Freie Mitarbeiter (フリーランサー)

Freie Mitarbeiter(フリーランサー)は Freiberufler または Gewerbetreibende として働くことができる。 Freie Mitarbeiter という言葉は法律では定義されておらず、常用雇用契約を結ばずにプロジェクトベースで複数の顧客に従事する。このため、この言葉は保有する資格や遂行する業務の種類というより、働き方に言及したものである。 Freier Mitarbeiter は必要な資格を保有している場合は Freiberufler として登録するか、あるいは、自営のGewerbetreibende として登録しなければならない。

Freie Mitarbeiter を採用する際に問題の1つとされるのは「偽装自営業(Scheinselselbstständigkeit)」である。実際には、Freie Mitarbeiter は雇用主と被雇用者の関係ではないため、彼らには最低賃金や有給休暇、出産休暇、疾病休暇、解雇からの保護といった、労働・社会的権利が適用されない。偽装自営業は雇用関係について説明する民法典(Bürgerliches Gesetzbuch:BGB)611a条(2ページ参照)の定義に関連している。労働裁判所が偽装自営業の状態が存在するか否かを決定する際に重視するのは、労働契約(work contract)の内容よりも、Freie Mittarbeiter の実際の労働条件である。例をみると、下記の要素は「本物の自営業」の証としてみなされている 15。

- ・自身の仕事の設備・備品の購入
- ・自己資本への投資
- ・自身のハードウェア、ソフトウェアを使用
- ・自身のインボイスを発行
- ・自身の宣伝の管理

¹³ Selbststaendig.de, Was ist der Unterschied zwischen Gewerbe und Freiberufler (What is the difference between tradesperson and liberal profession) https://www.selbststaendig.de/unterschied-gewerbe-anmelden-freiberufler

¹⁴ HK Trier (Trier Chamber of Commerce and Indusry), Gewerbe und freiberufliche Tätigkeit (Trade and liberal activity), 2016, p.4

https://www.ihk-trier.de/ihk-trier/Integrale?MODULE=Frontend.Media&ACTION=ViewMediaObject&Media.PK=16470&Media.Object.ObjectType=full

Renata Semenza and François Pichault (ed.), The challenges of self-employment in Europe, 2019, p.95

https://books.google.co.uk/books?id=Y3iYDwAAQBAJ&pg=PA94&lpg=PA94&dq=Freiberufler+liberal&source=bl&ots=o5563qy-sN&sig=ACfU3U3HUhsH9z6

KxtaontG70amA2ecqQg&hl=en&sa=X&ved=2ahUKEwidt8WG47PpAhVjlFwKHRpYA3YQ6AEwAHoECAgQAQ#v=onepage&q=Freiberufler%20liberal&f=false

¹⁵ Kontaktstellen Frau und Beruf Baden-Württemberg, "Freie Mitarbeit (Federal State of Baden-Württemberg, Woman and Profession, Freelance work)", 2016, p.16 https://www.frauundberuf-hnf.com/fileadmin/data/Frau_Beruf/PDF/2018/Broschuere_Freie_Mitarbeit_2017.pdf

- ・自身の顧客データベースの管理
- ・顧客からの支払い方法の決定

上記の例は起業リスクを証明し、「本物の自営業」としての労働者の状態を裏付ける。場合によっては、Freie Mitarbeiter 自身またはその顧客が「本物の自営業」が実際に適用されるか分からないこともある。偽装自営業の問題は通常、Freie Mitarbeiter が十分な支払いを受けている時には発生しないと推定される。また、その疑いが持ち上がった場合、彼らは顧客を失ったり、顧客との仕事上の関係性を損なうことを恐れる傾向にある。このような理由から、労働裁判所への嘆願は通常、顧客が契約を打ち切るなど、Freie Mitarbeiter と顧客との関係が終了してから行われる。自身が偽装自営業であると疑われる「契約を終了された」Freie Mitarbeiter は、契約終了から3週間以内に労働裁判所に保護を申し立てることができる。

裁判所はその状況に偽装自営業が実際に適用されるか否かを判断する 16。

ドイツ中小企業協会(Bundesverband mittelständische Wirtschaft Unternehmerverband Deutschland: BVMW)のフリーランサーを利用する企業を対象としたチェックリストで、企業は自社のフリーランサーが Freie Mitarbeiter として認められるか、または、従業員とみなされるかをダブルチェックできる。

https://www.bvmw.de/fileadmin/03-Themen/Fachkraefte/Dateien/checkliste-freier-mitarbeiter.pdf

「Freie Mitarbeiter」と「フリーランサー」は同一であるという一般的な合意はあるが、「フリーランサー」という言葉はあらゆる「Freiberufler(自由業)」について言及する際により広義に用いられることもある。このため、ある情報源では、自由業は必ずしもフリーランサーとして稼働しているとは限らないにもかかわらず、「フリーランサー」をすべての自由業を指すのに用いている。同様に、「Gewerbetreibende(商売人)」は自営業の唯一の形態ではないにもかかわらず、「自営業者」と呼称されることもある。本レポートでは、「Freie Mitarbeiter」をFreiberufler(自由業)または Gewerbetreibende(商売人)として働くフリーランサーを指すのに用いる 17 。

◆ Arbeitnehmerähnliche Personen(労働者類似の個人)/"Arbeitnehmerähnliche Selbständige"(「被用者類似の自営業者」)

ドイツは、経済的に依存した自営業者の定義された概念がある、欧州では数少ない国の1つである。

Arbeitnehmerähnliche Person は労働法で被用者と区別して扱われており、商業またはサービス契約のもと、従業員を雇用せずに、個人的かつ直接的に当該業務を遂行し、単一の顧客に収入の 50%以上を依存する者とされる 18 。

https://www.freie-berufe.de/fileadmin/bfb/6_Existenzgruendung/1_Informationen%20für%20Existenzgründer/existenzgruendung-und-freie-berufe.pdf firma.de, "Was ist ein Freelancer? Freie Mitarbeiter unter der Lupe (What is a freelancer? Freelancers under the microscope), " 17 October 2019 https://www.firma.de/firmengruendung/was-ist-ein-freelancer-freie-mitarbeiter-unter-der-lupe/

Freiberufler.jobidee.de, "Freier Beruf, Freiberufler oder Gewerbe? (Liberal profession, liberal professional or tradesperson?)"

https://freiberufler.jobidee.de/freiberufler-atlas/

Sage, Freie Mitartbeiter (Freelancers) https://www.sage.com/de-de/blog/lexikon/freie-mitarbeiter/

Baden-Württemberg, Versicherungspflicht (Federal State of Baden-Württemberg, Mandatory insurance)

 $https://www.service-bw.de/de/web/guest/lebenslage?p_id=languagechooser_WAR_navigationgui\&p_p_lifecycle=0\&p_p_state=normal\&p_p_mode=view. The properties of the properties of$

Mademoiselle in DE, "Are You A Freiberufler, Freelancer or Gewerbe in Germany", 6 April 2020

https://mademoisellein.de/are-you-a-freiberufler-freelancer-or-gewerbe

18 Opinion of the European Economic and Social Committee on 'New trends in self-employed work: the specific case of economically dependent self-employed work' (own-initiative opinion), Official Journal of the European Union

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52010IE0639& from=HU

¹⁶ Kontaktstellen Frau und Beruf Baden-Württemberg, "Freie Mitarbeit (Federal State Baden-Württemberg, Woman and Profession, Freelance work)", 2016, p.19 https://www.frauundberuf-hnf.com/fileadmin/data/Frau_Beruf/PDF/2018/Broschuere_Freie_Mitarbeit_2017.pdf

¹⁷ Bundesministeriums für Wirtschaft und Energie (BMWi Federal Ministry for Economic Affairs and Energy), Existenzgründung und Freie Berufe (Business startup and liberal professions), 2010, p.12

団体協約法 (「Tarifvertragsgesetz」 19) の 12 条 a に以下のように明確に定義されている。

- ・経済的に依存し、社会的保護の必要性の観点で被用者に相当する者
- ・サービスまたは労務契約に基づき他者のために働き、
- 個人的かつ従業員の協力なしにサービスを提供し、
- ・主に単一の顧客のために働き、
- ・収入の半分以上をこの活動から得る (芸術、執筆、ジャーナリズム活動の職種は収入の 1/3)

ドイツには、主に単一の顧客に依存する自営業者を表す別の用語——「Arbeitnehmerähnliche Selbständige」(「被用者類似の自営業者」)としても知られる「Selbständige mit nur einem auftraggeber」(「従業員 1 人の自営業者」—— があることに留意されたい。2 つの用語はしばしば混同されており、両者を区別すべきであると主張する出所もあれば 20、弁護士事務所をはじめ、両者を同義で使用しているところもある 21。

更に混乱するのは、Arbeitnehmerähnliche Selbständige はドイツ社会法典に定義されていることである 22 。 Arbeitnehmerähnliche Selbständige は収入の 6 分の 5 以上を単一の顧客から得ており、社会保障負担の対象となり、当該活動から 1 カ月当たり 450 ユーロ以上の収入を得る労働者を雇用していない freier Mitarbeiter である。

興味深いのは、バーデン=ヴュルテンベルク州、女性・専門職・フリーランス(the Federal State of Baden-Württemberg, Woman and Profession, Freelance)では Arbeitnehmerähnliche Selbständige を含むが Arbeitnehmerähnliche Person にはまったく触れていない、ドイツのフリーランスに特化した文書を作成していることである。

 $^{19 \}quad Tarifver tragsges etz \ (the \ Collective \ Bargaining \ Act) \ https://www.gesetze-im-internet.de/tvg/12a.html$

²⁰ Arbeitnehmerähnliche Person oder Selbstständige (Employee-like person or self-employed) https://www.erfolg-als-freiberufler.de/arbeitnehmeraehnliche-person-oder-selbststaendig/

²¹ Arbeitnehmerähnliche Person, Hensche Rechtsanwälte, Labor Law Firm https://www.hensche.de/Rechtsanwalt_Arbeitsrecht_Handbuch_Arbeitnehmeraehnliche.html

 $^{22 \}quad German \ Social \ Code \ SGB \ VI, \ \S \ 2, 9 \ https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_2.html$

 $2^{\frac{\lambda}{2}}$

法制度

(医療保険、年金、労災保険など、フリーランサーを対象とする社会保障制度含む)

法制度の概要

下記の法律は Freie Mitarbeiter (フリーランサー)、Freiberufler (自由業)、Gewerbetreibende (商売人)、Arbeitnehmerähnliche Person (労働者類似の個人)、Arbeitnehmerähnliche Selbständige (被用者類似の自営業者)の定義を(直接的または間接的に)規定している。

Freie Mitarbeiter

「Freie Mitarbeiter」の概念は、雇用契約に基づく雇用主と被用者との関係に対するものとして、民法典(Bürgerliches Gesetzbuch: BGB) 611a条に間接的に記載されている。

https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/611a.html

Freiberufler

Freiberufler は所得税法 (Einkommensteuergesetz: EStG) 18 条ならびにパートナーシャフト法 (Partnersc haftsgesellschaftsgesetz: PartGG) 1 条に定義されている。

(EStG) https://www.gesetze-im-internet.de/estg/18.html

(PartGG) https://www.gesetze-im-internet.de/partgg/1.html

Gewerbetreibende

Gewerbetreibende は所得税法 (Einkommensteuergesetz: EStG) 15条2に定義されている。 https://www.gesetze-im-internet.de/estg/15.html

Arbeitnehmerähnliche Selbständige

Arbeitnehmerähnliche Selbständige はドイツ社会法典第VI編 2 条 9 に定義されている。https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/__2.html

· Arbeitnehmerähnliche Person

Arbeitnehmerähnliche Person は団体協約法 ("Tarifvertragsgesetz")12条 a に定義されている²³。

また、12 冊に分割されたドイツ社会法典(Sozialgesetzbuch:SGB)はドイツの社会保障制度の規則について説明している。下記の社会法典(SGB)の規則は自営業者の社会保障負担金に関連している 24 。

・ 医療保険は SGB V の 5、9、10 条に記載

https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_5/

²³ Tarifvertragsgesetz (the Collective Bargaining Act) https://www.gesetze-im-internet.de/tvg/__12a.html

²⁴ Deutscher Bundestag (German Federal Parliament), Selbsttändige in der Sozialversicherung (Social security for the self-employed), 2019 https://www.bundestag.de/resource/blob/650230/cd6ab629ef4c2125e63c542011d552bb/WD-6-050-19-pdf-data.pdf

・年金保険は Pension insurance is laid out in SGB VI の 2、4条に記載

https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/

・傷害保険は SGB VII の 6 条に記載

https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/

・ 失業保険は SGB III の 28a 条に記載

https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/

次に Freie Mitarbeiter の社会保障制度の概要を記した。特例が適用される場合は、Freiberufler と Gewerbetreibende とを区別した。

ドイツに在住するすべての人に加入義務がある医療保険を除き、他の社会保険は通常、Freie Mitarbeiter に加入 義務はない。ただし、例外はある。

一般的なケース 25

◆ 医療保険

2007年以降、すべてのドイツ在住者には医療保険への加入義務がある。ドイツには3種類の医療保険がある。

- ・公的医療保険(Gesetzliche Krankenversicherung: GKV)
- ・民間医療保険(Private Krankenversicherung: PKV。ドイツまたは認可を受けた国外のプラン)
- ・公的医療保険と民間の医療保険プランの抱き合わせ

多くのドイツ人(88%)は公的医療保険制度に加入している。被用者の場合、保険料は収入の約 15% に相当する。収入が一定水準以上の被用者には追加で民間のプランへの加入が求められる。ホームレスや失業者は公的医療保険に加入する。被用者に比べて、フリーランサーは柔軟に医療保険を選択できる。加入義務はあるが、フリーランサーは通常、公的医療保険か民間のプランのいずれかを選択できる ²⁶。

Freie Mitarbeiter は自身の好みに応じて医療保険を選択できる。例えば、自営業の活動を開始した時点ですでに公的医療保険制度に加入していたフリーランサーは継続することができる。公的医療保険制度のメリットの1つは、低所得者は追加の負担金なしで家族にも保険を適用できる点である。一方、民間の医療保険は家族にも保険を適用するには追加料金がかかるため、独身の労働者にとって魅力があるかもしれない。ただし、フリーランサーが民間の保険に加入すると、公的医療保険に再度切り替えることは難しく、通常、被用者(社会保障の負担義務を負う労働者)になる場合のみ可能となる。

Deutsche Rentenversicherung, Selbstständige (German Pension Funds Deutsche Rentenversicherung, Self-employed)

 $\label{lem:https://www.deutsche-rentenversicherung.de/DRV/DE/Rente/Arbeitnehmer-und-Selbststaendige/03_Selbststaendige/selbststaendige_node.html; jsessionid \\ = E7CFB71968DBE903C5416A0D81C886FA.delivery1-9-replication$

Bundesministeriums für Wirtschaft und Energie (BMWi Federal Ministry for Economic Affairs and Energy), Arbeitslosenversicherung für Selbsttändige https://www.existenzgruender.de/DE/Gruendung-vorbereiten/Gruendungswissen/Versicherungen-Vorsorge/Arbeitslosenversicherung/inhalt.html

²⁵ Kontaktstellen Frau und Beruf Baden-Württemberg, "Freie Mitarbeit (Federal State of Baden-Württemberg, Woman and Profession, Freelance work)", 2016, pp.34-47 https://www.frauundberuf-hnf.com/fileadmin/data/Frau_Beruf/PDF/2018/Broschuere_Freie_Mitarbeit_2017.pdf

 $^{26 \}quad \text{How To Germany, Health insurance options in Germany} - 2021 \ \text{https://www.howtogermany.com/pages/healthinsurance.html}$

◆ 年金

法的年金の支払い義務のある活動を行わないフリーランサー(次章の例外参照)は法定年金保険(Deutsche Rentenversischerung)または民間の年金保険(Private Rentenversischerung)、あるいは、双方への加入を任意に選択できる。

◆ 法定年金保険

法定年金保険への加入を決めた Freie Mitarbeiter には 2 つの選択肢がある。1 つ目は、「申請による義務的被保険者(Pflichtversicherung auf Antrag)としての支払いである。この保険は自営業を開始してから 5 年以内に加入しなければならない。支払い方法は所得に連動しない固定制(現在の月額は、西側の州は 579.39 ユーロ、東側の州は 533.82 ユーロ)または所得連動制(現在、所得の 18.6%)のいずれかである。新興の Freie Mitarbeiter は自営業を開始してから 3 年間は固定額の半額が免除される。ただし、Freie Mitarbeiter が法定年金に任意に加入すると、フリーランスの活動を続ける限り、脱退できない。

2 つ目の選択肢は「任意保険(Freiwillige Versicherung)」への支払いで、Freie Mitarbeiter は一定の範囲(現在、月額83.70~1,246.20 ユーロ)から希望の支払い額を選択できる。いつでも支払いの金額変更、停止、再開を行うことができる。

当該者が引退に伴う法定年金の申請に必要な期間(5年以上)に達していない場合、いずれの選択肢も特に興味深いだろう。

◆ 民間の年金保険

民間の年金保険は法定年金保険よりも柔軟性が高いとみなされている。例えば、年金を受給する年齢を決めることができる(繰り延べもできる)。年金を受給する際は、毎月払いか一括払いか選択できる。

◆ 傷害保険

看護師や言語療法士、理学療法士などの専門職団体に規制されている特定の職業に就く一部の Freiberufler は法定傷害保険への加入義務がある。加入義務のないその他の Freie Mitarbeiter は任意で法定保険に加入できる。また、Freie Mitarbeiter は民間の傷害保険への加入もできる。

◆ 失業保険

Freie Mitarbeiter は失業保険に加入する義務はない。ただし、自営業を始めてから3カ月以内であれば、加入することも可能である。加入する場合、この期間内に「任意継続失業保険(freiwillige Weiterversicherung in der Arbeitslosenversicherung)」を連邦雇用庁(Bundesagentur für Arbeit)に申請しなければならない。失業保険の受給申請に必要な納付期間は最低12カ月である。現在の月々の保険料は西側の州で76.44ユーロ、東側の州で72.24ユーロで、新興のFreie Mitarbeiter は初年度の保険料を半額免除される。Freie Mitarbeiter が任意保険に加入するには、下記の要件を満たさなければならない。

- ・加入義務のある社会保障の対象者(被用者など)、または失業手当(Arbeitslosengeld I)を自営業の開始以前の2年間で12カ月以上申請している
- ・自営業者として週当たり 15 時間以上働く

◆ 有給休暇

Freie Mitarbeiter は雇用関係にないため、「偽装自営業(Scheinselbstständigkeit)」が適用されない限り、有給休暇の権利はない。

例外 27

Freie Mitarbeiter は通常、社会保障費の負担義務はないが(加入義務のある医療保険を除く)、Freie Mitarbeiter の2つのグループは例外である。その2つのグループとは、専門職と「1 社専属の自営業(Selbstständige mit nur einem Auftraggeber)」である。

◆ 特定の職業

フリーランスとして活動する際に独自の要件がある職業がある。

- ・医師、歯科医師、薬剤師、弁護士にはそれぞれの職業団体による職業年金の要件がある。
- ・アーティスト、パブリシスト、グラフィックアーティスト、グラフィックデザイナーには芸術家社会保険基金 (Künstlersozialkasse) の医療・年金保険料が課される。この保険基金は連邦政府の助成を受けており、加入 員の保険料は低く抑えられているため、非常にメリットがある。
- ・教師(講師、コーチ、トレーナー、モデレーターなどの活動を含む)、教育者、介護人、理学療法士、作業療法士、 言語療法士、保育士は法定年金保険への加入義務がある。
- ・手工業登記簿 (Handwerksrolle) の会員である職人は法定年金保険の「手工業者保険 (Handwerkerversicherung)」への加入義務がある。
- ・助産師や「家内工業(Hausgewerbetreibende、自宅が職場である商売人)」は年金保険への加入義務がある。

◆1 社専属の自営業

Arbeitnehmerähnliche Selbständige(被用者類似の自営業者)としても知られる,「1 社専属の自営業(Selbstständige mit nur einem Auftraggeber)」は一見すると「偽装自営業(Scheinselselbstständigkeit)」のようだが、2つの条件を満たす限り、実際は不安定で特定の保護を必要とする本物の自営業者と認識される。1つ目の条件は、収入の6分の5以上を1社から得ていること。2つ目の条件は、社会保障の対象となる労働者や当該活動により月収450ユーロ以上の収入を得る労働者を雇用しないことである。これらの条件を満たす場合、Freie Mitarbeiter は法定年金保険に加入しなければならない。活動開始から3年間は、規定の保険料の半額のみの支払いとすることもできる。

Arbeitnehmerähnliche Person の権利と義務は自営業者に相当する。ただし、彼らはより脆弱な立場にいることから、連邦休暇法 (Bundesurlaubsgesetz (BUrlG²⁸)) に準じた有給休暇の権利がある。一部の州では Arbeitnehmerähnliche Person に教育レベルが与えられる場合もある。 疾病関連での就労不能の際の手当の権利を規定する継続報酬法 (Entgeltfortzahlungsgesetz (EFZG)) はこのカテゴリーの労働者には適用されない ²⁹。

²⁷ Kontaktstellen Frau und Beruf Baden-Württemberg, "Freie Mitarbeit (Federal State of Baden-Württemberg, Woman and Profession, Freelance work)", 2016, pp.28-33 https://www.frauundberuf-hnf.com/fileadmin/data/Frau Beruf/PDF/2018/Broschuere Freie Mitarbeit 2017.pdf

²⁸ Bundesurlaubsgesetz (Federal Vacation Act) https://www.gesetze-im-internet.de/burlg/BUrlG.pdf

²⁹ Arbeitnehmerähnliche Person oder Selbstständige (Employee-like person or self-employed)
https://www.erfolg-als-freiberufler.de/arbeitnehmeraehnliche-person-oder-selbststaendig/
Arbeitnehmerähnliche Person, Hensche Rechtsanwälte, Labor Law Firm
https://www.hensche.de/Rechtsanwalt_Arbeitsrecht_Handbuch_Arbeitnehmeraehnliche.html

3

市場統計とフリーランサーの 人数に関する統計

「Freie Mitarbeiter」は公式な自営業のカテゴリーではないことから、フリーランサーのみに焦点を合わせた統計はない。このため、下記の統計は Freie Mitarbeiter が稼働できる 2 種類の自営業の形態、すなわち Freiberufler(自由業)、または Gewerbetreibende(商売人)に関するものである。この 2 つの形態が「自営業(Selbstständigkeit)」を代表する。従業員のいない自営業者は Arbeitnehmerähnliche Selbständige である可能性が高い。このため、下記の統計はドイツの自営業の概観を提供するものではあるが、フリーランサー(Freie Mitarbeiter)の正確な人数と一致するわけではない。

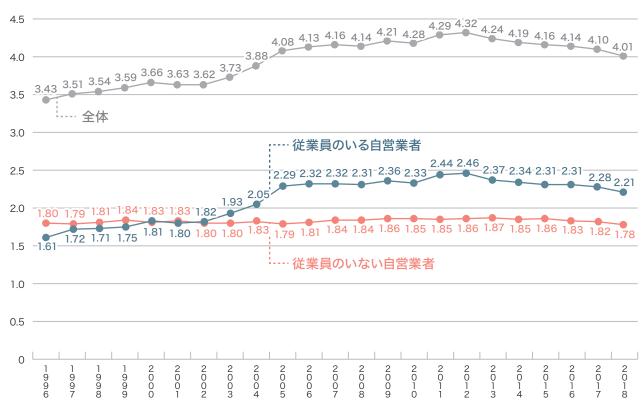
自営業全般の統計(Freiberufler と Gewerbetreibende を含む)

ドイツの自営業に関する統計はドイツ労働社会省(Bundesministerium für Arbeit und Soziales: BMAS)の2020年4月の報告書に掲載されている。2018、2019年の図表は2020年8月にリリースされている。

図表 3 は 1996 年以降のドイツの自営業者数の推移である。自営業者の数は 1990 年代から 2012 年にかけて持続的に増加してきたが、それ以降、横ばいになっている。2018 年のドイツの自営業者は 401 万人だった(グレーの部分)。図表ではまた、従業員のいない自営業者(赤い部分)と従業員のいる自営業者(青い部分)とを区別している。

Freiberufler (自由業) のみの統計

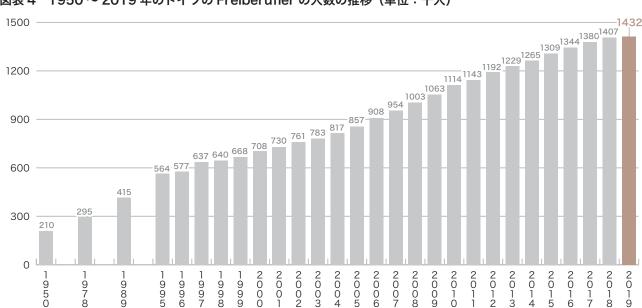
ニュルンベルク自由業研究所(Institut für Freie Berufe Nürnberg: IFB)はドイツの Freiberufler の人数と種類に関する統計を毎年発表している。Freiberufler の人数は過去数十年にわたり継続的に増加している。2019 年には 142 万 3,200 人が Freiberufler として登録し、2018 年から 1.8% 増加した。実際には、インディペンデントワーカーの 3 人に 1 人が Freiberufler である。Freiberufler のサブカテゴリーの科学・技術専門職はこの期間中最も増加し(3.3% 増)、法律、税、ビジネスアドバイザリーがこれに続いた(2.3% 増)。他のサブカテゴリーの文化的職業の Freiberufler は 33 万 2,000 人(0.9%)増加した。図表 4 は 1950 年以降のドイツの Freiberufler の人数を示したものである。



図表 3 1996~2018年の自営業者数の推移(単位:100万人)

出所: BMAS (Bundesministerium für Arbeit und Soziales), Forschungsbericht 545: Selbstständige Erwerbstätigkeit in Deutschland (Research report 545: Self-employment in Germany), February 2020, p.9

https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/Forschungsberichte/fb545-selbststaendige-erwerbstaetigkeit-in-deutschland.pdf?_blob=publicationFile&v=4

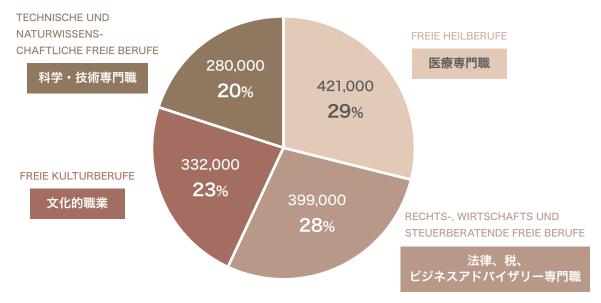


図表 4 1950 ~ 2019 年のドイツの Freiberufler の人数の推移(単位:千人)

出所:ニュルンベルク自由業研究所

図表 5 は「目録職業」の4つのサブカテゴリーの比率を示したものである(科学・技術専門職(Technischeund Naturwissenschaftliche Freie Berufe)、法律、税、ビジネスアドバイザリー専門職(Rechts-, Wirtschaftsund Steuerberatende Freie Berufe)、医療専門職(Freie Heilberufe)、文化的職業(Freie Kulturberufe))。図 表からわかるように、シェアが大きい2つのサブカテゴリーは医療専門職と法律、税、ビジネスアドバイザリー専 門職である(それぞれ、29% と 28%)。

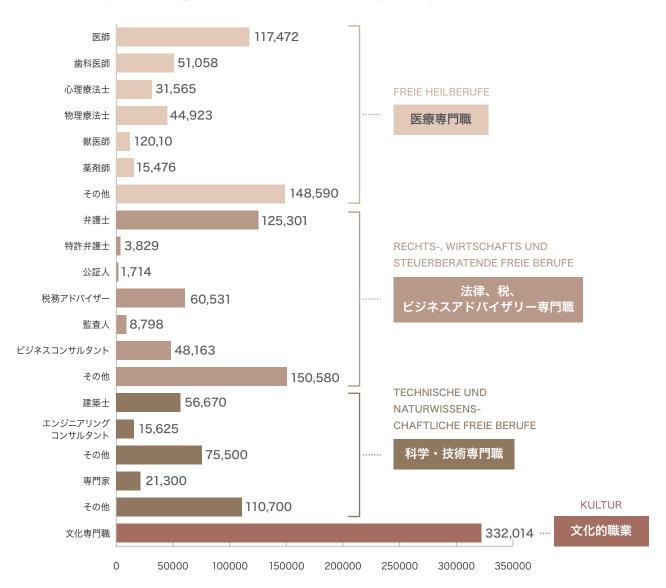
図表 5 2019年の「目録職業」のサブカテゴリーの比率



出所:ニュルンベルク自由業研究所

図表 6 は目録職業の特定の職業に従事する Freiberufler の人数を示したものである。

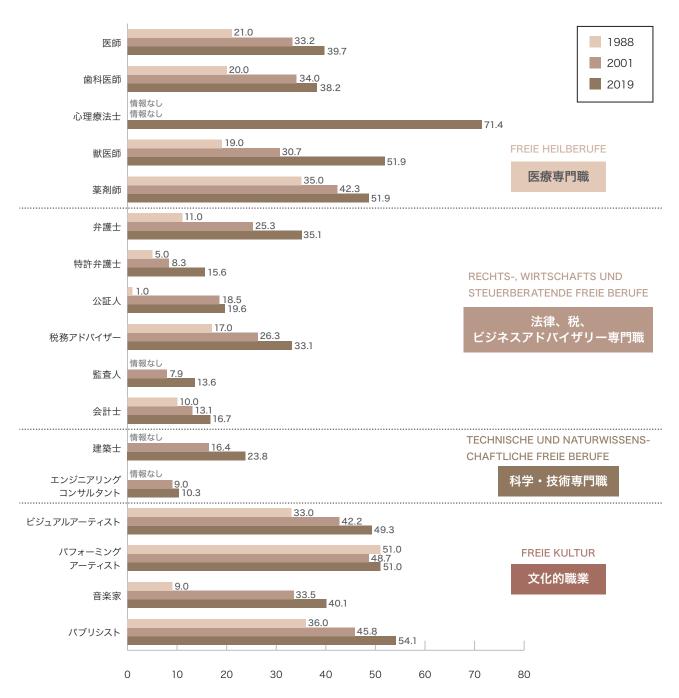
図表 6 2019 年の「目録職業」の職種別 Freiberufler の人数(単位:人)



出所:ニュルンベルク自由業研究所

図表 7 は、1988 年、2001 年、2019 年の「目録職業」の職種に従事する女性の割合を示したものである。これらの職種のうち、女性のフリーランサーが大半を占める職種が複数ある。2019 年の時点で女性が大半を占めたのは、心理療法士(71.4%)、獣医師(51.9%)、パフォーミングアーティスト(51.0%)、パブリシスト(54.1%)だった。

図表 7 職種別「目録職業」に従事する女性の割合(1988年、2001年、2019年)(単位:%)



出所:ニュルンベルク自由業研究所



協会、サービス

(フリーランスの仕事をサポートする仲介事業者などのウェブサイト)

ドイツにはフリーランサーに対してサポートや情報提供、権利を保護する団体がある30。

■連邦自由業連盟 (Bundesverband der Freien Berufe: BFB)

BFB は自由業の権利を代表する連邦協会である。政府や州、公共の関係者と共にフリーランスの仕事のあらゆる 側面を支援し、現状に関する情報や関連の最新ニュースを発行している。また、研究機関が発表したフリーランサー に関する研究資料を公開している。

■ニュルンベルク自由業研究所(Institut für Freie Berufe Nürnberg:IFB)

IFB は自由業のための情報や支援を提供する最も重要なリソースである。 同研究所はフリードリヒ・アレクサンダー 大学エアランゲン=ニュルンベルク (Friedrich-Alexander-Universität of Erlangen-Nürnberg) 傘下の組織である。 自由業の経済社会情勢に関する研究に加えて、IFB は事務手続きや開業について理解するための実用的な情報を多 く公表している。このほか、コーチングやセミナー、ワークショップも提供している。電話やメールなどで協会から 無料のアドバイスも受けられる。

ドイツ創設者・自営業者協会

(Verband der Gründer und Selbstständigen Deutschland : VGSD)

VGSD はセクターを問わず自営業者と零細企業の利益を代表する。偽装自営業や社会保障などのトピックスに関 するロビー活動に加えて、ネットワーキングの機会や情報を提供する。

■ 自営業・自由業協会 (Verband der Selbständigen und Freiberufler: VSF)

VSF は、貿易、工芸分野で働く自営業者または自由業の権利を守る。同協会は情報やアドバイス、イベント、継 続教育を提供する。

■フリーランサー国際協会(Verband Freelancer International)

フリーランサー国際協会は 2000 年にシュトゥットガルトで設立され、現在、複数の地域グループが誕生している。 フリーランサーの経済的、政治的強化を促進し、会員にネットワーキングや講義、ジョイントプロジェクトの機会 を提供している。

Institut für Freie Berufe Nürnberg (IFB, Institute for liberal professions Nürnberg) http://ifb.uni-erlangen.de/en/

bizforward, "Die wichtigsten Verbände und Vereinigung für Freelancer und Selbstständige (The most important organisations for freelancers and the selfemployed) " . 28 April 2017 https://bizforward.de/rund-ums-freelancing/yerbaende-und-vereine-fuer-freelancer/

Verband der Gründer und Selbstständigen Deutschland (VGSD, Association of founders and self-employed in Germany)

https://www.vgsd.de/freiberufler-oder-gewerbe-der-kleine-unterschied-und-seine-folgen/

Verband der Selbständigen und Freiberufler (VSF,Association of self-employed and liberal professions) https://vdsuf.de/

Verband Freelancer International (Freelancer International association) https://www.freelancer-international.de/der-verband

Europaverband der Selbständigen – Deutschland (ESD, European association of the self-employed – Germany) https://www.esd-ev.de/

Berufsverband Freie Fotografen und Filmgestalter (BFF,Association of liberal photographers and film creators) https://bff.de/

Freischreiber – Berufsverband freier Journalistinnen und Journalisten (Association of liberal journalists) https://www.freischreiber.de/

³⁰ Bundesverband der Freien Berufe (BFB, Federal association of liberal professions) https://www.freie-berufe.de

■欧州自営業者協会ドイツ支部(Europaverband der Selbständigen Deutschland:ESD)

ESD は自営業者の経済状況の改善とドイツの政治的意思決定プロセスにおける認知度の向上を目指す。同協会は 政治、公共、メディア分野の会員の権利を代表し、会員に専門家によるガイダンスを提供する。

他にも、下記のような職業関連や特定の活動を支援する組織が数多く存在する。

- ・フリーフォトグラファー・映画クリエイター協会 (Berufsverband Freie Fotografen und Filmgeszalter: BFF)
- ・フリージャーナリスト協会(Freischreiber Berufsverband Freier Journalistinnen und Journalisten)

プラットフォーム

また、フリーランサーのオンラインでの求職活動をサポートする多くのプラットフォームがある。Upwork や Freelancer、SimplyHired、We Work Remotely、Fiverr、99designs などの有名な国際的なフリーランスポータ ルに加えて、ここ数年、ドイツ語のローカルポータルが開発されている。デジタル経済を扱う雑誌「t3n」は図表8 のウェブサイトをドイツのフリーランサー向けベストジョブポータルとして挙げている(2019年3月時点)。

図表8 ドイツのフリーランサー向けポータル (2019年3月)

名称	概要	URL	
twago	twago は 2009 年にベルリンで設立され、現在、複数の欧州諸国に拡大している。デザイン、ウェブ開発、テキスト・マーケティング分野を扱う。	https://www.twago.de/	
freelance.de	2007年にミュンヘンで設立され、デザイン、マネジメント、ウェブ開発、メディア分野を扱う。プロジェクトの完了に伴う手数料を徴収しない。	https://freelance.de	
GULP	GULP は 1996 年設立の IT コントラクター向け求人求職ポータル。企業はプロジェクトベースのフリーランサーのほか、常用雇用の従業員や臨時労働者を探すことができる。	https://www.gulp.de/	
Projektwerk	Projektwerk は 1999 年にハンブルクで設立され、ファッションや医療といったあまり一般的でないセクターを含む幅広い分野を対象とする。	https://www.projektwerk-ing.de/	
4scotty	4scotty は 2014 年設立の IT 系ジョブポータル。企業がオンライン上の候補者のプロフィールを閲覧しオファーを出す「逆採用」モデルに基づく。	https://4scotty.com/	
Bloggerjobs.de	Bloggerjobs.de は 2008 年に設立され、執筆業に特化し、利用料は無料。	http://www.bloggerjobs.de/	
dasauge	dasauge は 1997 年にクリエイティブ業界を対象としたオンラインポータルとして設立された。デザイン、写真、メディア・広告といった芸術系の仕事を扱う。	https://dasauge.de/jobs/	
Uplink	Uplink は 2016 年にベルリンで設立され、IT 分野を対象とする。求人広告のほか、コミュニティ活動や月例の会員イベントがある。	https://uplink.tech/	
Freelance-Market	Freelance Market は 2004 年に設立され、幅広い分野を対象とするゼネラリスト型フリーランサープラットフォームである。フリーランサーを探す企業はサイトに登録する必要はない。	https://www.freelance-market.de/	
expertlead	expertlead は 2018 年に設立され、フリーランサーの厳格なスクリーニングや面接、試験、継続的な品質管理に基づく精鋭ネットワークと称している。IT 分野に特化している。	https://www.expertlead.com/de/apply	
ON AND OFFER	ON AND OFFER は 2018 年に設立され、コミュニケーション、クリエイティブ産業を扱う。 フリーランサーはプロフィールの作成後、無料で企業とつながることができる。企業はマッチングが成立した際に手数料を支払う。	https://www.onandoffer.com/	
designenlassen	designenlassen は 2008 年にニュルンベルクで設立されたドイツ最大級のグラフィックデザイナー向けプラットフォーム。	http://www.designenlassen.de/	

出所: t3n, "Du bist Freelancer und suchst Arbeit? 22 Portale, auf denen du sie findest(Are you a freelancer looking for work? 22 portals where you can find it) ", 4 March 2019

https://t3n.de/news/freelancer-jobs-610810/

CHAPTE 5

フリーランサー利用企業の成功事例

下記はフリーランサーを活用している企業の例である。

配達サービスの自転車便は通常、フリーランサーとして働く。この職業は自由業とみなされておらず、Gewerbetreibende として登録しなければならない。例えば、デリバリーサービスの **Tiramizoo** やオンラインクーリエジョブポータルの **Radkurier24** は自営業のクーリエを採用し、配達ごとに支払いをする。Gewerbetreibende として登録することは、これらの会社で働くための厳格な要件として記載されている 31 。

Helpling もフリーランサーを活用している。Helpling はクリーニングサービスのオンラインプラットフォームで、顧客が自営業の清掃員を探すサポートをしている。ここでも、フリーランサーは Gewerbetreibende として登録することが求められる 32 。

ドイツのフリーランサープラットフォーム Hallo Freelancer は下記の広告代理店を「ハッピーカスタマー」として記載している(図表 9)。

Serviceplan

Serviceplan はミュンヘンに本社を置く大手広告代理店で世界中にオフィスを持つ。同社は、ブランド戦略やデザイナー、PR コンサルタント、セールスエキスパートなど、すべての関連分野や専門知識の領域を一括で利用できる総合的な代理店モデルとして機能する「ハウス・オブ・コミュニケーション」というコンセプトに基づいている。

I DDB

DDB は 1962 年以降、ドイツを含む世界中にオフィスを持つ国際的な大手広告代理店である。同社はコミュニケーションバリューチェーンを含む総合的なブランドマネジメントや開発アプローチを提供している。

Ressourcenmangel

Ressourcenmangel は 2004 年設立の独立系広告代理店で、ベルギーに本社を置き、ドイツに 5 つのオフィスを持つ。同社は政治、社会、科学、ビジネス分野の顧客を対象とし、戦略から技術的実装までの全コミュニケーションプロセスを含むサービスを提供している。

Leagas Delaney Hamburg

Leagas Delaney Hamburg は 1980 年設立の独立系広告代理店で、ロンドン、ハンブルク、上海、ロサンゼルス、 ミラノにオフィスを持ち、あらゆるタイプのメディアの総合的なブランドマネジメントを提供している。

³¹ Selbststaendig.de, Selbstständig machen als Fahrradkurier (Becoming self-employed as a bicycle courier) https://www.selbststaendig.de/geschaeftsideen/fahrradkurier

Radkurier24, Working as a bicycle courier – business & tax liability https://radkurier24.com/bike-messenger-trade-tax-liability/
Tiramizoo, AGB für Kuriere (Terms & Conditions for couriers) https://www.tiramizoo.com/allgemeine-geschaftsbedingungen-fur-kuriere/

³² Helpling https://www.helpling.de/de_en/anmelden



図表 9 Hallo Freelancer ウェブサイトの「ハッピークライアント」事例

出所: Hallo Freelancer

https://www.hallofreelancer.com/?sc_o=freelancer_lp_navi_company_click

2019年9月、ネット銀行のビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行(BBVA)はドイツの顧客を対象とした Holvi の最新キャンペーンの成功に関する記事を発表した。Holvi はフリーランサーや起業家を対象としたネット銀行で BBVA の傘下にある。2011年にフィンランドで設立された Holvi は現在、ベルリンとマドリッドにもオフィスを持つ。記事のタイトルは「Holvi は最初の屋外広告キャンペーンのためにクリエイティブなフリーランサーを採用することで、顧客のいるところにお金を落とす」で、銀行が広告代理店を通すという通常の手法の代わりに、フリーランサー団体 Your Name + My Name のベルリンを拠点とするフリーランサーと一緒に仕事をしたことから得た満足感について述べている。Holvi は「顧客の身近にいたいのならば、彼らのような人材採用し、共に働く必要がある」と説明している 33。

³³ BBVA, "Holvi puts its money where its customers are by hiring freelance creatives for its first out-of-home ad comparing," 5 September 2019 https://www.bbva.com/ndb/en/article/holvi-puts-its-money-where-its-customers-are-by-hiring-freelance-creatives-for-its-first-out-of-home-ad-campaign/



フリーランスに関する報告書や研究、 文献、研究者、書籍、出版物

下記はドイツのフリーランサーに関する主な報告書や研究である。

自営業者全般に関する出版物

・2019 年出版の「欧州の自営業者の課題 (The challenges of self-employment in Europe)」というタイトルの書籍(編者 Renata Semenza、François Pichault)はドイツの自営業者に関する情報を記載している (pp.92-99)。

https://books.google.co.uk/books?id=Y3iYDwAAQBAJ&pg=PA94&lpg=PA94&dq=Freiberufler+liber al&source=bl&ots=o5563qy-sN&sig=ACfU3U3HUhsH9z6KxtaontG70amA2ecqQg&hl=en&sa=X&ve d=2ahUKEwidt8WG47PpAhVjlFwKHRpYA3YQ6AEwAHoECAgQAQ#v=onepage&q=Freiberufler%20 liberal&f=false

- ・ドイツ労働社会省(Bundesministerium für Arbeit und Soziales: BMAS)は 2020 年 2 月に「研究報告書 545: ドイツの自営業者(Forschungsbericht 545: Selbstständige Erwerbstätigkeit in Deutschland)」という報告書を発表。自営業者の最新データを掲載している。
- https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/Forschungsberichte/fb545-selbststaendige-erwerbstaetigkeit-in-deutschland.pdf?_blob=publicationFile&v=4
- ・2019 年にドイツ連邦議会(Deutscher Bundestag)は自営業者の社会保障システムに関する報告書「自営業者の社会保障(Selbstständige in der Sozialversicherung)」を発表。
 - https://www.bundestag.de/resource/blob/650230/cd6ab629ef4c2125e63c542011d552bb/WD-6-050-19-pdf-data.pdf

Freie Mitarbeiter に関する出版物

・Kontaktstellen Frau und Beruf Baden-Würtemberg は州のプログラムで、女性のビジネスの可能性の支援、 促進を目的とする。このプログラムでは、2016 年に報告書「フリーランス(Freie Mitarbeit)」発表。Freie Mitarbeiter 網羅し、フリーランサーとして働く Freiberufler と Gewerbetreibende の情報を掲載している。 https://www.frauundberufhnf.com/fileadmin/data/Frau_Beruf/PDF/2018/Broschuere_Freie_ Mitarbeit_2017.pdf

Freiberufler に関する出版物

・連邦自由業連盟(BFB)は 2019 年以降、ウェブサイト上で一連のプレゼンテーションを発表している。プレゼンテーションには自由業に関する統計や一般的な情報が含まれる。

https://www.freie-berufe.de/presse/veroeffentlichungen/publikationen/

・ニュルンベルク自由業研究所 (IFB) はウェブサイト上で様々な分野の自由業に関する基本的な情報を記載 した多くの書類のリストを掲載している。2017年の報告書「フリーの職業または商売 (Freier Beruf oder Gewerbe?)」はフリーランスと自営業の違いについてまとめている。

http://ifb.uni-erlangen.de/gruendungsberatung/downloads-gruendungsinformationen/

- ・(2017年の報告書)
 http://www.ifb.uni-erlangen.de/fileadmin/ifb/doc/publikationen/gruendungsinfos/01_Freier_Beruf_
 o. Gewerbe 02 2017.pdf
- ・2016年にIFBは「2015年バイエルンの自由業の状況 (Bericht zur Lage der Freien Berufe in Bayern 2015)」という報告書を発表。報告書は非常に詳細で、第1節は全国に適用される一般的な情報を記載している。 https://www.stmwi.bayern.de/fileadmin/user_upload/stmwi/Publikationen/2018/2018-06-21_ Bericht_zur_Lage_der_Freien_Berufe_lang.pdf

7

トレンド

2019年2月にドイツのフリーランサープラットフォーム「freelance.de」は下記の7つのトレンドを発表した 34 。

1) フリーランサーの持続的な増加とスキルのある労働者の不足

スキルのある労働者が不足していることから、企業は常用雇用の従業員の代わりにフリーランサーを採用するようになっている。フリーランサーにとって、専門領域を持つことは大きな強みの 1 つである。特に IT 分野ではこの傾向が強く、サービス業、自動車産業、製造業、公共部門、エネルギー供給業の企業は外部の労働力に頼っている。

2) フリーランサープラットフォームを介した採用の増加

企業はますますオンラインプラットフォームでフリーランサーを探している。企業はまた、IT 分野を中心に、このようなプラットフォームでのプロジェクトの告知を増やしている。この種の迅速な採用は社会のデジタル化と共に進んでいる。また、企業に対して、長期的なコストのない、柔軟な採用オプションを提供している。

3) 柔軟性・敏捷性

柔軟性は採用や労働時間、組織の重要な要素になっている。「敏捷性(agility)」という言葉も多くの産業において キーワードになっている。企業はますます、フリーランサーによるより満足度の高い、高パフォーマンスを保証する 動的なフレームワークへと向かっている。

4) 専門知識

企業は専門職者を求めるため、専門知識はフリーランサーにとってますます重要になるだろう。フリーランサーにとって請負業者(contractors)が提供するレファレンスは自身の資格を証明するうえで非常に重要である。

5) コラボレーション

1人で働く孤立したフリーランサーのイメージとはかけ離れているが、コラボレーションはフリーランサーにとって重要性を増している。これは、デジタル化によって距離や文化といったコラボレーションを阻む従来の障壁が取り払われたためである。今やチームはますます「入り交じって」いる。このため、ネットワークやチームワークが重要性を増している。さらに、既存のチームに加わるほか、多くのフリーランサーは他のフリーランサーを採用し、自身のチームを形成している。また、コラボレーションという考えはプロジェクトワークに限らず、コワーキングスペースの利用の増加が示すように、職場でも求められている。

6) 自己決定

自己決定の重要性は Y 世代の価値観の変化を表す。彼らのような新世代の労働者たちは、趣味が仕事になるのを目の当たりにし、収入よりも自己実現を重視する。彼らのような若い労働力が求めるものは、フリーランサーとして容易に実現できる。このため、価値観の変化はフリーランサーの増加の一因となるだろう。

³⁴ Freelance.de, "Die Zukunft des Freelancing: Entwicklungen und Trends (The future of freelancing: evolution and trends)" ,14 February 2019 https://www.freelance.de/blog/zukunft-des-freelancing-trends/

7) 高時給

IT など、フリーランサーの需要が高い産業では、フリーランサーの時間給も高い。フリーランサーの時間給は資格に応じて大きく異なる。

下記は IT フリーランサーに特化した情報である。

- 「Freelancer-Kompass 2019」
 https://www.freelancermap.de/files/survey/freelancer-kompass-2019.pdf
- ・GULP New Work Kompendium の「常用雇用労働者と自由業にとって最も魅力的な産業 (Die attraktivsten Branchen für Festangestellte und Freiberufler)」(2020 年 3 月 10 日)
 https://www.gulp.de/knowledge-base/20/i/die-attraktivsten-branchen-fuer-festangestellte-und-freiberufler.html
- ・Lünendonk の「ドイツのIT系フリーランサーの採用、紹介、マネジメント市場 (Der Markt für Rekrutierung, Vermittlung und Steuerung von IT-Freelancern in Deutschland)」(2019年)
 https://www.sthree.com/media/2272/management_summary_2019_it-freelancer_sthree.pdf

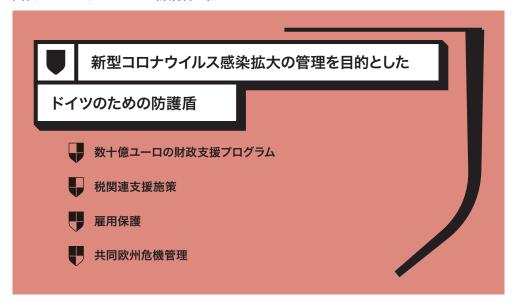


フリーランスに関連した 新型コロナ対策の概要

連邦政府の対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、ドイツ政府は国民に対して迅速に財政援助策を提供したことで称賛された。「ドイツのための防護盾 (protective shield for Germany)」支援パッケージには、財政支援プログラム、税関連支援施策、雇用保護、共同欧州危機管理の 4 本の柱が含まれる(図表 10)。

図表 10 ドイツのための防護盾の柱



出所: Federal Ministry of Finance(BMF)、Combating the coronavirus: Germany adopts the largest assistance package in its history

https://www.bundes finanz ministerium. de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-25-combating-the-corona-virus. html

フリーランサー(ならびにすべての自営業者や零細企業)については、500 億ユーロの基金プログラムを通して緊急の金融支援(Soforthilfe)が行われた。フリーランサーは 3 カ月分の営業経費の補てんを目的とした一括給付金を申請できる。給付金は融資ではなく、返済義務はない。また、迅速な申請手続きを目指し、受給者は金銭的援助の必要性をただちに証明する必要はない。給付金は下記のとおり 35 。

³⁵ Federal Ministry of Finance (BMF), Combating the coronavirus: Germany adopts the largest assistance package in its history https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-25-combating-the-corona-virus.html Bundesministeriums für Wirtschaft und Energie (BMWi Federal Ministry for Economic Affairs and Energy) (BMWi Federal Ministry for Economic Affairs and Energy), Information für Soloselbständige, Freiberufler und Kleine Unternehmen bis zehn Beschäftigte (Information for the self-employed with no employees, liberal professions and small businesses up to 10 employees), 30 March 2020 https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Coronavirus/soloselbststaendige-freiberufler-kleine-unternehmen.html

・従業員5人まで:9,000ユーロ

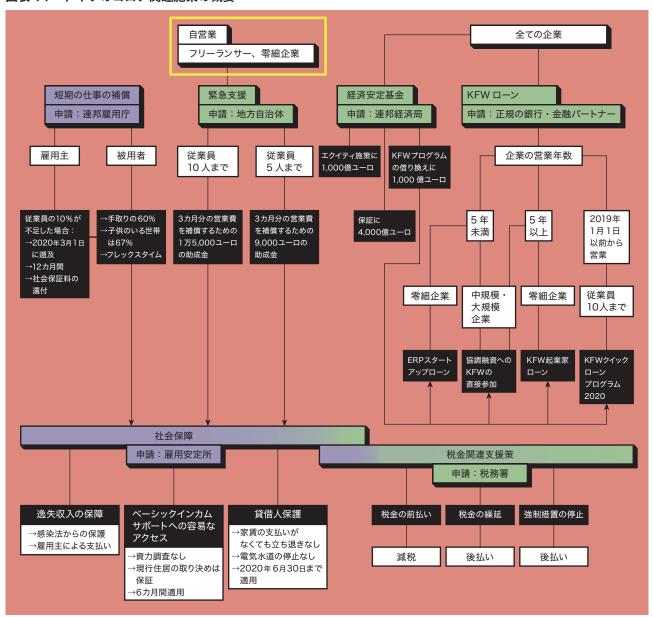
・従業員 10 人まで: 1万5,000 ユーロ

給付金は連邦政府が支給するが、給付金の申請の直接的な管理は州が行う。申請の締め切りは2020年3月31日で、 コロナ危機の影響で経済的に困難な状況にある者が対象となる。2019年 12月 31 日以前からすでに経済的に困難 な状況に直面していた者は対象外である。

図表 11 は Federal Ministry of Finance (BMF) が作成したもので、コロナ禍で導入された救済措置である。

州の対応

2020年3月末まで、連邦政府の支援策に加えて、州(Länder)はフリーランサーが申請できる独自の支援プログ ラムを提供していたが、2020年4月1日以降、州のプログラムは廃止となった。州は連邦政府の給付金の申請手 続きを行っている。例えば、ベルリンでは、コロナ関連の金融支援はベルリン州の事業開発銀行であるベルリン投資 銀行 (Investitionsbank Berlin: IBB) が管理している。ベルリン州は連邦政府の支援に加えて、フリーランサーに 5,000 ユーロを支給した。4月上旬以降、州の支援は利用できない。



図表 11 ドイツのコロナ関連施策の概要

出所:Federal Ministry of Finance(BMF), "Infographics on the Protective Shield"

 $https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Bilderstrecken/Media_Centre/Graphics/2020-04-14-corona/2020-04-14-corona.html?notFirst=true\&docld=c2634fbf-50dc-430c-af53-2c2d37fb02d5\#photogallery.$

Works Report 2022

欧米主要国のフリーランス調査 ドイツのフリーランス

リクルートワークス研究所

〒 104-8001 東京都中央区銀座 8-4-17 リクルート銀座 8 丁目ビル 株式会社リクルート https://www.works-i.com

〈調査協力〉 Japan Research Network

〈翻訳〉

長岡 久美子 (リクルートワークス研究所)

〈監修〉

村田 弘美 (リクルートワークス研究所 グローバルセンター長)

(制作)

中元 杏奈 (リクルートワークス研究所)

2022年5月発行

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。 ©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.

参考資料等に掲載している URL は各ホームページにリンクしております。 ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。 (最終リンク確認: 2022 年 4 月)

Works Report 2022

欧米主要国のフリーランス調査

ドイツのフリーランス

リクルートワークス研究所

〒104-8001 東京都中央区銀座 8-4-17 リクルート銀座 8 丁目ビル 株式会社リクルート https://www.works-i.com

